

謝れ！償え！の第1歩「かえせ飯舘村」ADR集団申立て

弁護団共同代表 弁護士 保田行雄

昨年11月14日、役員や世話人の方々を含めて約50名の皆様に上京いただき、東京都港区新橋にある原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に村民722世帯2,837名の名簿を携え和解仲介手続を求め第1次申立てを行いました。

「謝れ！償え！かえせふるさと飯舘村」の横断幕を掲げて、センターのに入ったビルまでの約50mを村民歌である「夢大らかに」を皆で歌いながら行進しました。

路上に居合わせた多くの人々が、一体何事かと注目していましたが、そのうちどれほどの人が「飯舘村」を覚えていたのでしょうか。私たちのたたかいの一つは、今からもう一度、同じ今の時代に暮らす全ての日本の人々に、原発事故が一度起これば住民の生活がどの様になってしまうのか、まさに、飯舘村民の現実を知り、理解してもらうことだと思っています。

皆様のお手元には提出した「申立書」が届いていると思います。本文は85頁ですが、弁護団では、ほぼすべての申立人ら世帯代表者と個別面談を行い、被害の実情を聴取し、その結果は、世帯ごとの事情として、本申立書別紙として添付しました。その合計は2395頁にのびます。

このなかには、各弁護士が聞き取った、皆様に起こった現実の一端が書き込まれていると思います。しかし、これらは、皆様が求めて当然の「償い」のほんの一部であると弁護団一同思っています。

事故から4年近い月日が流れ、今、国は、各地の原発を再稼働しようと積極的に動き始めました。そして、それに歩調を合わせるかのごとく、ADRにおいては、東京電力が蕨平の初期被ばく慰謝料の支払いなどを拒否しています。また今後、国や県など行政は、除染が終了したとして、避難解除とともに賠償の打ち切りを始めるでしょう。しかし、これは飯舘村の皆様の現実をみれば、まったく不当なことです。

飯舘村の皆さんに起こった被害とは、一体何であるのか。それは、日本の歴史上初めて起きた原発事故（放射能汚染）による全村避難（生活破壊）という被害なのです。先祖代々苦勞に苦勞を重ねて開拓してきた土地、築き上げてきたコミュニティ、家族の絆などすべてをバラバラにされ、大人たちは故郷で暮らす穏やかな生活を奪われ、子ども達は故郷で育つ未来を奪われたという被害なのです。

原発で事故が起これば、その風向き次第で地域住民が故郷を失う、その事実を今、この国も加害企業である東京電力も忘れたふりをしようとしているのです。

避難指示の自治体において住民の半数を超える人々が自らの意思で申立てを決意し、集団でこのような申立てを行うのは初めてのことです。申立団の皆様の勇気は、今後の原発事故賠償問題の解決に大きな影響を与えるものとなることは確実です。

弁護団も、全力を尽くします。

ADR集団申立ての審理がはじまります

弁護団事務局長 弁護士 只野靖

■ 申立の具体的内容

第1次申立で求める「償い」の内容は、次の6項目です。

- ① 東京電力が今回の福島第一原発事故の責任を認めて謝罪すること。
- ② 避難が遅れたことによる被ばく不安慰謝料（初期被ばく慰謝料）として、村民1人あたり金300万円を支払うこと。
- ③ 避難慰謝料を現在の月額10万円から、2011年3月にさかのぼって、月額35万円に増額すること。
- ④ 村民一体となって築き上げてきた「村民生活」が破壊されたことに対する「飯館村民生活破壊」慰謝料として村民1人あたり2,000万円を支払うこと。
- ⑤ 「住居確保に関する賠償」について、無条件かつ賠償上限額を一括して支払うこと。
- ⑥ 相当の弁護士費用を支払うこと。

第1次申立では、この間の長泥・歳平の初期被ばく慰謝料（子供と妊婦100万、大人50万）、浪江町民の集団申立で「避難慰謝料の月額5万円の増額」（ただし、東電は拒否を続けている）などをふまえたものですが、④「村民生活破壊慰謝料2,000万円」と、今般東京電力から提示された⑤「住居確保損害」について、領収証の添付など条件を付けずに「賠償上限額」までの支払いを求める点は、さらに一步すすめた内容となっています。

その後、弁護団では、皆様方からの要望や、川俣町山木屋の農地・山林の評価の上積み、その他、先行して申し立てられているADRの事例を踏まえて、以下の各項目についても、皆様方に共通の損害として、申立を追加しました。

- ① 不動産（宅地・田畑・山林ほか）の評価基準を変更して増額すること。

- ② 農機具の評価基準を変更して増額すること
- ③ 食費の増加分の賠償
- ④ 水道代の増加分の賠償
- ⑤ 交通費の増加分の賠償
- ⑥ 家財道具を全損扱いにすること
- ⑦ 井戸の賠償

弁護団では、小児甲状腺の異常や、災害関連死、うつ症状などの健康・生命・身体にかかわる被害についての被害賠償の検討も始めています。このような申立をADRで行うか、最初から裁判で提起するかなどは討論中ですが、申立希望の方々のご意見を尊重しながら、決めていきたいと思っています。

さらに、これに限らず、申立人それぞれの個別の損害賠償追加の要望について請求ないし増額の申立でも行っていく予定です。

このような個別のご相談・ご要望のある方については、是非、ご遠慮なく担当弁護士にご相談ください。

■ ADRの審理体制が決まりました

昨年11月14日に申立を行って以来、少し時間が空きました。なにせ、申立人は722世帯2,837名の超大型申立ですので、申立人名簿と委任状の突き合わせと補充だけで、2か月以上を要しました。

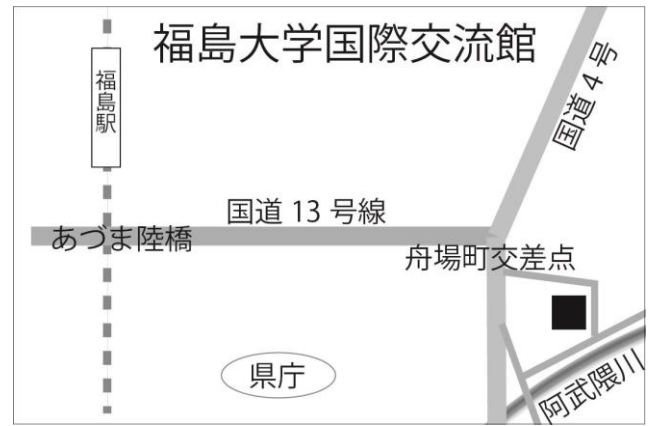
2月6日に仲介委員5名が決まり、これから、ようやく審理が進みそうです。

仲介委員というのは、この申立について、申立人と東電の両方から意見を聞き、判断をする人たちです。裁判でいうと裁判官役ということですが。

ADRでは、申立ごとに仲介委員が決まります。私たちの申立を審理するのは、以下の5名で、いずれも弁護士です。

高木 佳子 (たかぎ よしこ)
 第二東京 12930
 T&T パートナース法律事務所
 桑野 雄一郎 (くわの ゆういちろう)
 第二東京 23155 (45 期)
 骨董通り法律事務所
 井奈波 朋子 (いなば ともこ)
 第二東京 24636
 聖法律事務所
 小笹 勝章 (おざさ かつあき)
 第二東京 27586 (52 期)
 笠井総合法律事務所
 國貞 美和 (くにさだ みわ)
 第二東京 27954
 國貞法律事務所

※ J R 福島駅からタクシーで 5 分



私たちの当面の目標は、これら 5 名の仲介委員に、申立人の被害の実情を正確に知ってもらうことです。

現在、仲介委員は、申立書（本文は 85 頁ですが、別紙が 2395 頁あります）を検討しており、また、東京電力に対して反論を求めているところです。東京電力からの答弁書（反論）は、3 月 13 日に提出される予定となっています。

今後の審理においては、追加の資料を提出するとともに、仲介委員が申立人の皆様から直接お話を聞く機会が設けられると思います。また、仲介委員には、是非、飯舘村の現地や皆様の避難先も訪問してもらい、被害の実情を肌で感じ取っていただく機会を作りたいと思います。

具体的な審理の進み具合については、随時お知らせしてまいります。

■ 申立人数は 776 世帯、3017 人に

昨年 1 月 14 日の申立以降も、新たな申込者がありました。弁護団では、以下の日時に、集中面談を実施します。

3 月 21 日（土） 9:00～17:00

3 月 22 日（日） 9:00～17:00

場所：福島大学 国際交流会館
 （福島市内 船場町交差点角）
 〒960-8103 福島市舟場町 4-30

当日は、弁護士面談が未了の方々についての集中面談を行います。新たに参加を検討されている方についても、受付を行います。

ただし、ADR の具体的な審理が進みつつありますので、新たに参加を検討されている方の申込みについては、これが最後の機会になると思います。

皆様の周囲の方々で、まだ参加を迷っておられる方がいらっしゃいましたら、是非、お声かけいただきますよう、お願いします。

■ Q & A みなさまからよく寄せられている質問にお答えします。

Q：ADR で仲介委員から和解案が出て、東電が拒否すれば、支払いは受けられないと聞いたのですがホント？

A：これまで ADR は、膨大な申立に対して和解案を出しており、東電は、そのほとんどを受諾しています。その具体的内容は、以下の HP で見ることができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

東電が和解を拒否している事例は、これを受託すると、支払い額が極めて増加する事例がほとんどです。ただし、ADR は、これらのケースについても、東電に受諾させることを全くあきらめておりません。もとより、飯舘村の申立の審理は、まだ始まったばかりです。まずは、ADR が、私たちの申立を認めて和解案を出させることに、努力を傾注しましょう。

風化させてなるものか！

申立団 副代表 菅野 哲

飯館村役場で、平成23年3月15日には44.7マイクロシーベルトもの高い数値の放射線が検出されたのに、国も県も村も避難の指示を出しませんでした。だから、福島県内で突出して多くの村民が長期間無用な被曝をしたのです。さらに、放射能まみれの水道水まで飲まされ、況してや、それでも安全だと言い、子供を抱える若者を悲しませているのです。

この心が汚染された心痛をどうしてくれるのですか。答えが欲しい。東電は、死の灰を撒き散らしておいて、放射能は無主物だとは何と無責任な事を言っているのですか。原発事故は、天災では無いのです。明らかに人災です。東京電力と国には、きちんと責任を取って、償って欲しい。

路頭に迷う飯館村民の今後の安定した生活手段については、住民の意向を何一つ酌んでいない。希望の持てる施策がないのです。私達被災者が、悲惨な暮らしをしているのに、日本国から忘れ去られようとしています。棄民に等しい。こんなことで良いのですか。許せない。一番悲しいのは、仮設なりの避難先で、まだまだ長生きできるのに、亡くなる人がたくさんいるということです。農家や個人事業者は、この原発事

故で職を失い、涙を流して廃業しました。もうしばらくは飯館村で農業等で暮らしを立てることは出来ないかも知れません。

誰でも、本当は気持ちの上では村に戻りたい。戻りだぐねえ人は誰もいねよ。戻りたい。だけど、村の現実をしっかりと見たら、戻って暮せるの？…というところに、壁にぶちあたっている状況。それなのに、政府も、県も、村も、とにかく、「戻す」という考え方しか持ってないから、事故から4年になるというのに、何も期待がもてない。そこが一番のネック。人生は待ってくれない。早く、早く、放射能の心配がなくて、元のように、家族そろって安心して安全に暮らすことができる生活の場所とコミュニティの建設が必要です。そして、国にも行政にも、子供の健康と若者が未来に希望をもって暮らせるように、住民の意向を十分反映した施策を要求します。

皆さん、この原発による悲惨な事故を風化させてはなりません。原発なんかもう必要ないんですよ。飯館村民から発信して、福島県民が一丸となって、もっともっと声を大きくして、全国に、そして世界に訴えていきましょう。

(写真は、参議院会館での記者会見)



飯館村民救済弁護団ニュースNo.2

〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401

保田法律事務所 電話03-5978-3704

飯館村民救済弁護団

共同代表 弁護士 河合 弘之
同 弁護士 保田 行雄
同 弁護士 海渡 雄一
(発行責任者)
事務局長 弁護士 只野

